

障がい者である職員の任免に関する状況

令和 6 年 6 月 1 日現在

① 法定雇用障がい者数の算定の 基礎となる職員の数	② 障がい者計	③ 実雇用率 [②/①]	④ 法定雇用障がい者数を達成するために採 用しなければならない障がい者の数	(参考) 法定雇用率
808.0 人 (808.0 人)	23.0 人 (21.5 人)	2.85% (2.66%)	0.0 人 (0.0 人)	2.80% (2.60%)

※1 表中の（ ）内は、令和 5 年 6 月 1 日現在の数値

※2 表中の①は、常時勤務する職員の総数から除外職員数を控除した数値

(1 週間の所定の勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満の短時間勤務職員は、0.5 人として換算)

※3 表中の②は、身体障がい者、知的障がい者、及び精神障がい者である職員の数の計であり、以下のとおり換算

- ① 身体障がい者又は知的障がい者（重度を除く）である短時間勤務職員は、その 1 人をもって 0.5 人の職員に相当するものとみなす。
- ② 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である職員（短時間勤務職員を除く）は、その 1 人をもって 2 人の職員に相当するものとみなす。
- ③ 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間勤務職員は、その 1 人をもって 1 人の職員に相当するものとみなす。
- ④ 重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者である特定短時間勤務職員（短時間勤務職員のうち、1 週間の所定の勤務時間が 10 時間以上 20 時間未満である職員）は、その 1 人をもって 0.5 人の職員に相当するものとみなす。
- ⑤ 精神障がい者である短時間勤務職員は、その 1 人をもって 1 人の職員に相当するものとみなす。